

平成23年第14回教育委員会定例会日程

日 時 平成23年12月22日(木)

午後1時30分

場 所 北栄町農村環境改善センター 会議室

1 開 会

2 会議録署名委員の指名

3 行政報告

教育長

教育総務課長

生涯学習課長

4 協議事項

- ・平成24年度全国学力・学習状況調査について・・・資料1
- ・少人数学級の考え方について・・・別紙資料4
- ・学校支援ボランティアについて・・・別紙資料5

5 報 告

- ・平成23年12月北栄町議会定例会の一般質問等について・・・資料2
- ・議会教育民生常任委員会と教育委員会・校長・園長との意見交換会について・・・資料3

6 その他

- ・次回教育委員会

定例会 1月31日(火) 午後1時30分から

7 閉 会

12月行政報告

(12月22日 教育委員会)

1 教育委員会の開催について

11月29日 第13回教育委員会定例会を開催しました。議事は以下のとおりで、原案どおり承認されました。その他に、平成24年度の全国学力・学習状況調査の実施などについて協議を行いました。

○議事

- ・区域外就学(2件)・校区外就学(1件)について
- ・北栄町教育行政評価委員の委嘱について

新委員 竹信 啓子(下種)

※西村武春委員辞任申出によるもの

2 台中市イングリッシュエンジェルス訪問団との交流について

11月30日 台中市イングリッシュエンジェルス訪問団一行33人が、北条小学校を訪れ、児童との交流を深めました。全校児童による合唱で出迎えると、訪問団からは歌や踊りの披露がありました。その後、一緒に給食を食べるなどして交流を深めました。この事業は、2005年から鳥取県が台中県と実施している相互派遣事業の一環です。

3 教育民生常任委員会委員と園長・校長との意見交換会の開催について

12月19日 教育民生常任委員会委員と園長・校長との意見交換会を開催しました。はじめに、幼稚園長、両小学校長・両中学校長から、各学校の今年度の重点項目と取り組みの実際、成果と課題について報告を行ない、その後に意見交換を行ないました。

会では、小学校間、中学校間の連携はどのような状況か、各校区にひとつの小学校、ひとつ中学校しかないことによる弊害はないかなどについて意見が出されました。

4 工事等の発注について

次のとおり工事等を発注しました。

(単位：円)

入札日	工事名等	内容	指名 業者数	入札回数	予定価格	期間等
				落札業者	契約金額	
(担当課：教育総務課)						
11/28	教育ネット ワーク用パ ソコン等更 新業務	パソコン等 更新	5社	1回	633,150(月額)	11/30 ～
				株式会社 ケイズ	454,650(月額)	12/22
11/28	教育ネット ワーク用シ ステム等更 新業務	システム等 更新	5社	1回	865,200(月額)	11/30 ～
				株式会社 ケイズ	772,800(月額)	1/31

12月行政報告

＝生涯学習課＝

1 北栄てくてくウォーキングについて

11月20日、今年最終回となる北栄てくてくウォーキングの「巨大風車と砂丘畑コース」は、北条オートキャンプ場事務所前を発着地として開催しました。参加者は56名でした。

2 湖南省文化団体との意見交換会について

11月21日、北栄町文化団体連絡協議会と、湖南省文化協会が意見交換を行いました。これは、北栄町と湖南省の文化交流を図ろうと北栄町文化団体連絡協議会が湖南省を訪問したもので、本町から34名が参加、湖南省役所で活動報告、今後の交流方法などの意見交換を行いました。交流として、今後お互いの作品展等に出展していくことを確認しました。

3 湖南省ウォーキング団体との交流について

11月22日・23日の両日、北栄町のウォーキングクラブ「北栄健康てくてくクラブ」と滋賀県ウォーキング協会湖南支部他2団体が意見交換を行い、翌日「第5回三雲城祉 戦国のろしと東海道ウォーク」に参加し、交流と親睦を深めました。本町からは28名が参加し、今後の交流として鳥取県あるいは本町で開催するウォーキングにも参加するなど、大会の情報交換を行う事を確認しました。

4 第63回人権週間にかかる町内事業所訪問について

12月5日(月)、人権週間(12月4日～10日)に伴う事業所訪問を実施しました。町内15事業所を対象に町長、議長、人権擁護委員が3班に分かれ事業所を訪問し、人権啓発と事業所における人権・同和教育研修の取り組みをお願いしました。

5 第4回北栄町部落解放文化祭について

12月10日～12日までの間、大栄文化センター、北条文化会館並びに大野児童館において第4回北栄町部落解放文化祭が開催されました。「つながろう みんなの絆 輝く明日へ」をテーマに小中高生・成人による意見発表や作品展示等、日常の学習や交流活動の成果を発表し、人権問題に対する正しい認識を深めました。期間中の参加者数は1,115人でした。

6 第2回北栄町バドミントン大会について

12月11日、大栄中学校体育館を主会場に、第2回北栄町バドミントン大会を開催しました。大会には、自治会から31チーム、クラブ・職場から5チームが参加し、熱戦を繰り広げました。

《成績》

A級 優勝 大谷A 準優勝 由良宿I区 3位 瀬戸A・下神
 B級 優勝 亀谷A 準優勝 みどり1区 3位 みどり西団地・北条島
 C級 優勝 大谷B 準優勝 国坂浜 3位 瀬戸B・松神

7 1月の行事予定について

- ◎1月1日(日): 第42回元日マラソンウォーキング大会
- ◎1月3日(火): 平成24年北栄町成人式
- ◎1月22日(日): 平成23年町民卓球大会
- ◎1月28日(土)～2月5日(日): 第6回北栄町公民館まつり

8 工事等の発注について

次のとおり工事等を発注しました。

(単位:円)

入札日	工事名等	内容	指名 業者数	入札回数	予定価格	期間等
				落札業者	落札価格	
12月 12日	北栄町北条体 育館耐震診断 業務	耐震診断 業務	6社	1回	2,675,400	H23・12・12
				(有)安本設計 事務所	2,541,000	～ H24・3・23
12月 12日	北条野球場駐 車場整備工事	駐車場整 備工事	3社	1回	4,977,000	H23・12・12
				(株)北和	4,830,000	～ H24・2・29
12月 12日	北栄町大栄体 育館耐震診断 業務	耐震診断 業務	6社	1回	3,157,350	H23・12・12
				(有)井手添建築 設計事務所	2,940,000	～ H24・3・23

平成24年度全国学力・学習状況調査について

平成23年12月5日(月)

教育連絡会

1 実施に関して

【肯定的な意見】

- ・昨年までと同じ、施策に活かしていく
- ・マイナスにはならない、検査結果に基づいて施策をたてる
- ・質問紙には、家庭のこと、町に改善として出せるものもある
- ・あるなら、やって、個人と家庭に返していけばいい
- ・県費で、返ってくるところまでやっていただけののならば、やればいい
- ・子どものためになるなら、実施していく
- ・点数の扱いを決めて、実施を検討する

【否定的な意見】

- ・平均点だけが取りざたされるなら必要ない
- ・3年に一度でよい、毎年まではいい
- ・点数が一人歩き
- ・返ってくるのが、夏休み明けで遅い、一学期中に返ってきてほしい⇒要望を

2 全般的に

- ・活用の仕方→度数分布表を作るなどして、指導に生かす
- ・学校の点数は公表していた。学校で何を改善、継続していくのか伝え、家庭で何を取り組んでほしいかの提案した。
- ・検査は、課題を共有し、一緒になってどう上げていくか考えていくためのもの
- ・(平均点だけにこだわる人に) 検査の活用について、レクチャーしてほしい
- ・教育民生常任委員会との会のときに、諸検査の目的や活用法について、丁寧に説明する
- ・議員が教育現場を見る場を教育委員会からも働きかける セッティングしていく
- ・子どもの姿を見ていれば、結果は予想がつく
- ・来年度は理科もはいる 国は今後どうしていくか
- ・町として、どう使うか
- ・何を基準として学力をはかるか

平成24年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領について

「全国学力・学習状況調査に関する実施要領」とは、調査の目的、対象、内容、実施日、実施体制及び結果の取扱い等の調査の適切な実施に必要な事項を定めたものであり、都道府県等に通知し、各市町村・学校等に周知を行うものである。

H24 抽出校

1. 主な変更点

対象教科に「理科」を追加することに伴う修正。

- ・北条小学校
- ・大栄中学校

2. 平成24年度実施要領の概要 ※以下、下線部は23年度からの修正箇所

【調査の目的】

○義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。また、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。

【調査の対象となる児童生徒】

○国・公・私立学校の小学校第6学年，中学校第3学年

【調査事項】

○児童生徒に対する調査

- ・教科（国語，算数・数学，理科）に関する調査

国語，算数・数学はそれぞれ、「主に知識に関する問題」と「主に活用に関する問題」を出題。理科については、「主に知識に関する問題」と「主に活用に関する問題」を一体的に出題。

- ・学習意欲，学習方法，学習環境，生活の諸側面等に関する質問紙調査

○学校に対する質問紙調査

【調査の方式】

○文部科学省が調査対象として抽出した学校における対象学年の全児童生徒を対象とした抽出調査とする。

○抽出調査の対象となった学校以外の学校については、学校の設置管理者の希望により、抽出調査と同一の問題の提供を受け、調査を利用することができることとする。この場合、問題の提供後の採点等は、学校の設置管理者の責任の下で行うこととし、希望利用による調査の結果は、抽出調査の集計には用いない。

【調査日時】

○平成24年4月17日火曜日とする

【調査の実施体制】

○調査は、文部科学省が、学校の設置管理者である都道府県教育委員会、市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人等の協力を得て実施する。

【調査結果の取扱い】

○文部科学省による結果の公表

文部科学省は、国全体の状況、国・公・私立学校別の状況及び都道府県ごとの域内の公立学校全体の状況に関して結果を公表し、教育委員会及び学校に情報提供を行う。

○各児童生徒の調査結果等の提供

- ・文部科学省は、教育委員会に対し、設置管理する学校の各児童生徒に関する調査結果等を提供する。また、学校に対し、各児童生徒に関する調査結果及び個人票を提供する。
- ・学校は、当該児童生徒に対し、個人票を提供する。

○各児童生徒の調査結果等の取扱いに関する配慮事項

- ・文部科学省は、各児童生徒に関する調査結果等について、不開示情報として取り扱う。
- ・教育委員会等は、上記を参考に、適切に対応する必要がある。
- ・教育委員会又は学校が、調査結果を独自に集計する場合、本調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面に過ぎないことなどを踏まえるとともに、序列化や過度の競争につながらないようにすること等に十分配慮する。

○抽出調査の結果の活用

- ・各教育委員会、学校等においては、教育及び教育施策の改善、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等に取り組むにあたり、調査結果を活用し、必要な支援を行う。
- ・文部科学省においては、調査結果を活用して、多面的な分析を行い、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善に取り組む。また、教育及び教育施策の改善に向けた全国的な取組を進める。

【留意事項】

○調査の教育課程上の位置づけ

○障害のある児童生徒や日本語指導が必要な児童生徒への配慮

○調査問題等の公開（抽出調査の実施後、速やかに、調査問題、正答例、問題趣旨、解答類型を公開）

(参考) 時間割

	1 時限目	2 時限目	3 時限目	4 時限目	
小学校	国語 A 算数 A (各 20 分)	国語 B (40 分)	算数 B (40 分)	理科 (40 分)	児童質 問紙

	1 時限目	2 時限目	3 時限目	4 時限目	5 時限目	
中学校	国語 A (45 分)	国語 B (45 分)	数学 A (45 分)	数学 B (45 分)	理科 (45 分)	生徒質 問紙

※理科については、「知識」「活用」を一体的に問うこと（1単位時間）により、国語、算数・数学とあわせて調査を1日で行うこととする。

平成23年第9回定例会

一般質問答弁書

一般質問 12月15日

北 栄 町

平成23年第9回北栄町議会定例会
一般質問 質問事項一覧

順序	質問者	質問事項	質問相手
1	12番 宮本 幸美議員	(1)北栄砂丘地農業(遊休農地の取組)さらに高規格道路北条バイパス買収済み盛土部分の今後の計画は	町長
		(2)北栄町まちづくりビジョンについて ・町民からも広く行動やご意見を募ることも大事だが、目標に向けての取り組みを伺う。	町長
2	13番 石丸 美嗣議員	(1)体育施設の保守管理は現状で十分か ・中学生の部活に支障はないか。 ・ネットの取り扱いについて生徒に周知してあるか。 ・生徒には礼節を重んじる指導が大切だと思うが如何か。	町長 教育委員長
		(1)体育施設の保守管理は現状で十分か ・中学生の部活に支障はないか。 ・ネットの取り扱いについて生徒に周知してあるか。 ・生徒には礼節を重んじる指導が大切だと思うが如何か。	
		(2)町内周回のバス運行を ・バスの運行補助、代替タクシーは現状維持なのか。 ・利用者の固定化につながっていない。 ・年代、区間、利用者数等検証が必要。 ・巡回するバスの運行も検討すべき。	町長
		(3)保育所補助金廃止となった場所の対応は ・現在の補助金額は。 ・廃止となった場合の町の対応は。	町長
		(4)生活相談員の業務を民生委員へ ・生活相談員の業務を民生委員に任せてはどうか。	町長
3	9番 池田 捷昭議員	(1)松本町長の政治姿勢を問う ・合併協定書の検証について。 ・事業仕分けの意義について。 ・まちづくりビジョンの具体的な展望について。 ・全町公園化に関する政策提言について。 ・町の行政規模について。 ・職員数と臨時職員のあり方について。 ・行革と職員の意識改革について。	町長
		(2)格差社会について問う ・国保税・介護保険税の負担についてどのように考えているか	町長
4	6番 山下 昭夫議員	(1)これからの北栄町農業とTPPについて	町長
		(2)北栄町財政の危機と今後の指針について ・地方交付税の見込みを踏まえた将来指針を伺う。	町長
5	2番 飯田 正征議員	(1)地域公共交通の推進について ・自家用車がなくても暮らせる北栄町にすべき。 ・「調査し、交通も不便なところも実施していくか検討したい」とのこと、早急に対処すべきと考えるが。	町長
		(2)農産物等の販売戦略について	町長

6	3番 前田 栄治議員	(1) 農林畜産の関係施設や商業施設、企業誘致について ・北条道の駅周辺への誘致話はどうなったか。 ・誘致に成功したのか。 ・まとまらないのは何が問題か。 ・鳥取市とどう違うのか。 ・工場などでなく加工施設や畜産などの関係施設の誘致プランが現実的ではないか。	町長
		(2) 町長の行政運営と副町長の成果について ・職員給与カット分を国保税等の値上げ分に回せないか。 ・副町長の実績や評価について伺う。	町長
7	8番 浜本 武代議員	(1) まちづくりについて ・地域医療振興協会ヘルスプロモーション研究センターが提唱する「健康づくり町づくり」に取り組んではどうか。	町長
8	1番 奥田 伸行議員	(1) 事業仕分けについて ・今年の見通しと来年以降の継続について伺う。	町長
		(2) 北栄町が進むべき道とは ・施策に優先順位を付けていく必要がある。 ・最重点は何か。 ・合併を考えられるのか、人口規模を維持して存続させる施策を講じるのか伺う。	町長
		(3) 北栄まつりの実施について ・お台場まつりを復活してはどうか。 ・合併により夏祭りを統合されたが、オートキャンプ場とお台場とを隔年で実施してはどうか。ふるさと館や周辺施設の活性化につながる。 ・祭りの名称も町民に公募してはどうか。	町長
9	10番 長谷川昭二議員	(1) 第5期介護保険事業計画について ・住民総意の計画となるようどう取り組むか ・介護保険料の軽減の取組について	町長
		(2) 同和対策事業の見直しについて ・同和対策事業の達成基準の明確化について ・同和対策事業を廃止し、その財源を介護保険や国保税の負担軽減等真に必要な施策に充当することについて	町長
10	14番 阪本 和俊議員	(1) 格差社会への対応について ・問題をどのように捉え、解決するのか。今後の具体的な対策を伺う。	町長
		(2) 北栄町のまちづくりについて ・「全町公園化」提言について ・企業誘致についての所見を伺う。	町長
		(3) 教育並びに人財育成について ・教育や人材育成は地域づくり・まちづくりの根幹をなすものと考えているが、今までの教育行政の運営状況で責任ある教育や行政執行ができたか伺う。	町長
		(3) 教育並びに人財育成について ・教育や人材育成は地域づくり・まちづくりの根幹をなすものと考えているが、今までの教育行政の運営状況で責任ある教育や行政執行ができたか伺う。	教育委員長
	計 10人	計 23 問	

一 般 質 問 答 弁 書

質問事項番号	2 - 1 番	質問議員名	石丸美嗣(13番)
質 問 事 項	体育施設の保守管理は現状で大丈夫か		
(質問要旨)	<p>9月定例会で町長並びに教育長に体育施設の管理は現状でいいのかとただしたところであるが、その後の対応方針を確認すると、北栄スポーツクラブと協議のうえ処理方法を検討し、10月14日に対応したとのことだった。その後は中学校に管理移管することとなっているが、本当に維持・管理が出来るのか疑問である。11月初旬現地を確認した時点では、コート上に3～4センチの水たまりができ、その後も数日間は排水されなかった。</p> <p>中学生の部活に支障はないのか、ネットの取り扱いについて生徒に周知してあるのか、スポーツをする生徒には技術面の指導はもとより、礼節を重んじる指導することが大切であると考えているが、所見を伺う。</p>		
答 弁 者	町長	担 当 課	生涯学習課

〔答弁要旨〕

石丸議員のご質問にお答えします。

9月定例議会に於きまして、石丸議員より一般質問のありました、体育施設、大栄テニスコートの管理につきましては、9月議会終了後の9月26日に担当課長と担当者が、社会体育施設管理委託先である北栄スポーツクラブと対応方法を協議し、10月14日にテニスコートの倉庫周辺の廃棄物等の処理、土砂の撤去、さらに、テニスコート周辺側溝の土砂は11月2日に実施した所でございます。

また、テニスコートの中学校への管理移管は、排水改良を行った後に、中学校へ引き渡す事となっております。

次に中学校にテニス場の維持管理が出来るか疑問とのことですが、維持・管理については、移管後使用者の責任において実施して頂きますが、テニス場と勤労者体育センターの間の斜面及びコート外の除草については、引き続き北栄スポーツクラブが行うものでございます。

降雨後の排水が速やかに行われないコートは主に2面であり、残り2面は降雨後の翌日には使用可能な状態となり、現在の中学校ソフトテニス部の部活での使用形態を確認した所、大きな支障はないということでありました。

排水不良対策は、主に使用する1面を暗渠排水処理とするか、全コートの表土改良整地とするか、費用対効果も検討しながら、来年度の実施を予定しております。

テニスネットの取り扱いにつきましては、9月定例議会の一般質問の中で石丸議員からご意見を頂き、現在は使用時に張り、終了後は取り外し倉庫へ収納する使用形態となっております。

次にスポーツと礼節の件でございますが、学校の部活動は教育課程外の教育活動であり、共通のスポーツを通して、生徒同士が資質、能力の育成を図ることが出来ます。学年を越えて行う活動であり、

部活動を通して人間関係や社会的資質の育成、体力健康の増進等を
図るものと承知している所でございます。

スポーツマンシップという言葉がございますが、スポーツは礼儀
に始まり礼儀に終わるとも例えられるように、競技力、体力向上と
併せ礼節、つまり礼儀と節度を育てる場であり、指導される顧問の
先生にはそのあたりも含め充分にご指導頂くようお願いしている所
でございます。

以上でございます。

『参考資料』

- ・ 北条、大栄中学校部員数一覧表
- ・ 大栄中学校ソフトテニス部の状況
- ・ 中学校部活動オリエンテーション
- ・ 社会体育施設の管理一覧表
- ・ 社会体育施設利用状況表 (H22)

一 般 質 問 答 弁 書

質問事項番号	2 - 1 番	質問議員名	石丸美嗣(13番)
質 問 事 項	体育施設の保守管理は現状で大丈夫か		
(質問要旨)	<p>9月定例会で町長並びに教育長に体育施設の管理は現状でいいのかとただしたところであるが、その後の対応方針を確認すると、北栄スポーツクラブと協議のうえ処理方法を検討し、10月14日に対応したとのことだった。その後は中学校に管理移管することとなっているが、本当に維持・管理が出来るのか疑問である。11月初旬現地を確認した時点では、コート上に3～4センチの水たまりができ、その後も数日間は排水されなかった。</p> <p>中学生の部活に支障はないのか、ネットの取り扱いについて生徒に周知してあるのか、スポーツをする生徒には技術面の指導はもとより、礼節を重んじる指導することが大切であると考えているが、所見を伺う。</p>		
答 弁 者	教育委員長	担 当 課	生涯学習課

〔答弁要旨〕

石丸議員のご質問にお答えします。

9月定例議会に於きまして、石丸議員より一般質問のありました、大栄テニスコートの管理につきましては、町長答弁のとおりでございます。

テニスコートの排水不良につき、降雨後のテニス場の状況を見てもみますと、通常部活動に使用しているコート、つまり大栄小学校に行く道路沿いの縦方向のコートですが、コート中央に水たまりが出来、翌日も水たまりが残っている状態でありました。ただ、残りの

横方向のコート2面につきましては、使用可能な状態にありました。

中学校に確認した所、降雨後の部活動におけるコート使用状況は、使用可能なコートを使っているとのことでありました。

今後、排水不良のコートについては排水改良工事等を施した後に、中学校へ管理移管する事としております。

中学校へ移管した後の維持管理は、コート整備も部活動の一部であるという認識のもと、しっかりと管理して頂くよう申し伝えております。

テニスネットの取り扱いにつきましては、使用時に張り、終了後は取り外し倉庫へ収納する事としており、現在そのような使用形態となっている所でございます。

次にスポーツと礼節の件でございますが、まず部活動の目的は、

- ① 部活動を通して学校生活をより豊かな明るいものとする。
- ② 学年や学級の枠を離れ、個性を発揮し、協力し合って個々の心身を鍛え技能をのばす。
- ③ 先生と生徒、生徒相互の人間関係を一層深める。
- ④ 対外試合、研究発表等に参加し、社会性を身につけ、愛校心を育てるとともに、社会の一員として望ましい態度を育成する。

以上4点を活動の目的としている所でございます。

そのために、中学校では部活動に於いて競技の技術向上と併せ、挨拶、用具の管理、取り扱いなどを通し礼儀を指導、心技体の調和のとれた生徒となるよう指導しております。

併せて、礼節の基本は家庭教育が基礎となるものと考えており、現在町では、家庭教育 12 カ条、630 運動などで家庭教育啓発を進めている所でございます。

学校教育での知育・徳育・体育のバランスのとれた生徒の育成は、先生方にしっかりと指導をして頂き、それにも増して各家庭での子育てをしっかりとやって頂くようにこれからも啓発活動を推進していくものでございます。

以上でございます。

『参考資料』

- ・ 北条、大栄中学校部員数一覧表
- ・ 大栄中学校ソフトテニス部の状況
- ・ 中学校部活動オリエンテーション
- ・ 社会体育施設の管理一覧表
- ・ 社会体育施設利用状況表 (H22)

一 般 質 問 答 弁 書

質問事項番号	2 - 4 番	質問議員名	石丸美嗣(13番)
質 問 事 項 (質問要旨)	生活相談員の業務を民生委員へ ・生活相談員の業務を、民生委員に任せてはどうか。		
答 弁 者	町長	担 当 課	生涯学習課

〔答弁要旨〕

石丸議員のご質問にお答えします。

生活相談員の業務を、民生委員に任せてはどうかとのご質問でございますが、始めに生活相談員は、昭和55年5月施行の地域改善対策対象地区の生活相談員設置要綱により設置されました。

特別措置法の地対財特法（地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置法に関する法律）が平成14年に終了し、国は同和対策事業を特別対策から一般対策へ移行しております。

しかしながら、平成17年鳥取県実施の県民意識と同和地区実態調査、あるいは、平成20年の北栄町実施による、人権同和問題に関する意識調査でもわかるように、依然差別意識は現存しており、同和地区に暮らす故の悩み、相談事項が発生しており、その相談窓口として、北栄町生活相談員設置要綱により生活相談員を配置している所でございます。

一方、民生委員は民生委員法（昭和23年法律第198号）に基づき、社会

奉仕の精神をもって社会福祉の増進に努める事を任務として、市町村の区域に配置されている民間の奉仕者とあり、その職務は担当地区の福祉需要等を把握する社会調査、地域住民が抱える問題への相談、社会福祉の制度やサービスの情報提供、住民の福祉需要に応じた福祉サービスが受けられるよう関係機関等との連絡調整、住民の求める生活支援を行うと同時に支援体制をつくる生活支援、活動を通じて得た問題点や改善策を関係機関などに意見提起する意見具申、と多岐にわたり、さらに民生委員は児童委員も兼ねており、児童福祉法第 17 条第 1 項による、地域の児童及び妊産婦の健康状態、生活状況を把握し、それらの者が必要な援助を受けられるよう、福祉サービス者との連絡調整を行う職務も持っています。

つまり、妊産婦から高齢者の安否確認までをカバーする職務にあたっておられ、これらに加えて同和地区固有の問題までをカバーするのは困難であり、さらに、活動がほぼボランティアで行われていると言う事を考えますと、無理があるものと思われます。

現在、民生委員・児童委員は、東亀谷地区に 2 人、大野・山西地区に 1 人配置されており、生活相談員は大栄地区に 1 人、北条地区は 9 月定例議会の石丸議員の質問で答弁させて頂きましたが、今現在も適任者の推薦を待っている状況であり、北条文化会館の業務の一環の中で対応している状況であります。

生活相談員の 11 月末現在の相談件数は、大栄地区は 207 件、その内相

談者の来館による相談91件、訪問による相談116件、一方北条地区は、38件でその内、相談者の来館による相談は20件、訪問による相談は18件となっております。

生活相談員は、常に地区の調査を行い住民の生活状態を把握し、相談に来たくても来られない弱者の声を聞き、福祉の増進、改善を行い、地域に根付いた活動が必要となっており、地区に設置されているものです。

さらに、住宅新築資金等貸付事業回収業務では、町と借受者との調整を行うなど、果たす役割は大きなものがあります。

生活相談員と民生・児童委員とは常に連絡を取り、活動、相談内容による調整を図り、同和地区に係る相談は生活相談員へ繋ぐ等の区分けを行っておられる所でございます。

以上により、活動あるいは相談等のすみ分けをしながら、生活相談員、民生・児童委員それぞれの主たる活動に専念できるようこれからも個々の活動をお願いするものでございます。

以上でございます。

『参考資料』

- ・北栄町生活相談員設置要綱
- ・生活相談員と民生児童委員の比較表
- ・平成22・23年生活相談員活動報告表（大栄・北条）
- ・北栄町部落差別をはじめあらゆる差別をなくす条例
- ・
" 審議会規則

一 般 質 問 答 弁 書

質問事項番号	9 - 2 番	質問議員名	長谷川昭二(10番)
質 問 事 項	同和対策事業の見直しについて		
(質問要旨)	① 同和対策事業の達成基準の明確化について ② 同和対策事業を廃止し、その財源を介護保険や国保税の負担軽減等真に必要な施策に充当することについて		
答 弁 者	町長	担 当 課	生涯学習課

〔答弁要旨〕

長谷川議員のご質問にお答えします。

まず、第一点目の同和対策事業の達成基準の明確化についてでございますが、同和対策事業の進捗は、国の特別措置法等により一定の成果を見たものの、部落差別意識の解消がなされた時が、達成の時だと考えております。

本町は、合併直後の平成17年10月にいち早く「北栄町部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例」を制定、この条例を具体化するため、平成20年3月に「北栄町部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくする総合

計画」を策定しておりますが、この計画の達成が基準点となるものと考えます。

現在、63自治会全住民を対象とした人権同和教育小地域懇談会、企業では、事業所研修、企業訪問、教育現場では保、幼、小、中学校での人権・同和教育、さらに全町民を対象とした人権教育講演会などを行っており、行政としましては部落差別が現存する限り、これら事業を継続していく必要があると考えておりますし、今後も部落差別をはじめあらゆる差別の解消まで、関係制度・事業・啓発活動等を精査し、見直しを図りながら必要とする対策を行っていきたいと思います。

また、総合計画については、新町まちづくりビジョンが平成22年度に策定されており、それを踏まえ来年度見直し予定としており、そして、より実効性の高い計画を策定するため、来年5月には住民意識調査アンケートを実施し、その結果も参考とし、平成24年度中に総合計画の見直しを行う事としております。関係制度や事業を精査し、見直し等を行いながら、実情に合致した計画を策定し、総合計画最終年の平成29年度には、北栄町基本条例の基本理念の一つである「一人ひとりの基本的人権が尊重される町づくり」が達成できるよう努める所存でございます。

次に、同和対策事業を廃止し、その財源を介護保険や国保税の負担軽減等真に必要な施策に充当してはとのご質問でございますが、同和地区における生活基盤や住環境整備等は一定の成果を見たとして、国の同和地区における

特別対策事業は平成14年3月で失効し、一般対策に移行している所であり
ますが、平成17年度に鳥取県が実施した、「住民意識調査、同和地区実態
調査」では、部落差別の存在を51.7%の人が認め、5年以内に被差別体験を
受けた方が22.5%という結果でした。

一方北栄町で平成20年度に実施しました「人権・同和問題に関する意識調
査」では、2～3年の間に部落差別にであった事があるかとの問いに17.2%の
人があると答えています。

さらに、県下に於いては、昨年1年間で部落差別落書き2件、土地差別事
象2件、差別発言2件、グーグルマップ同和地区表示など多くの差別事象が
明らかとなっているのも現状でございます。

本町では、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくする条例に基づき
総合計画を策定し、差別解消に向け様々な施策を行っている所でございます
が、随時、実情に応じて制度の廃止、あるいは見直しを行っている所ござ
います。

現在継続して行う事業につきましては、残された課題の解消に向け実施し
ている事業でございます。

介護保険あるいは、国民保険税は特別会計で運営を行っておりますが、特
別会計は独立採算で運営されるべきものであり、国、県、町、被保険者が制
度で定められた応分の負担を行うべきものです。

一方、同和対策事業は地区に生まれたことで今なお、不当な差別を受けな

ければならない現実、これらを解決すべく対策や支援措置に伴う予算措置を行っており、同和対策予算を介護保険、国民健康保険税の軽減に振り替える事は考えておりません。

以上でございます。

『参考資料』

- ・ 北栄町部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例
- ・ 〃 総合計画 (要旨)
- ・ 人権・同和問題に関する意識調査結果報告書
- ・ 2010年県内で発生した差別事件
- ・ 北栄町内保幼小中高校の人権・同和教育
- ・ 北栄町における同和対策施策の経過
- ・ 平成23年度同和対策関係費用

一 般 質 問 答 弁 書

質問事項番号	10-3番	質問議員名	阪本 和俊(14番)
質問事項 (質問要旨)	教育並びに人材育成について 教育や人材育成は地域づくり・まちづくりの根幹をなすものと考えますが、今までの教育行政の運営状況で責任ある教育や行政執行ができたのか伺います。		
答 弁 者	町長	担 当 課	教育総務課

〔答弁要旨〕

阪本議員のご質問にお答えします。

今までの教育行政の運営状況で責任ある教育や行政執行ができたのかとお尋ねですが、私は今年度の施政方針の中で、豊かな町づくりについて述べさせていただきました。この豊かな町づくりとは、子どもが伸び伸びと育ち、文化やスポーツを通じだれもが生涯を豊かに過ごせる町づくりのことです。

教育委員会におきましては、このことを踏まえ、北栄町教育ビジョンのもと、教育なら北栄町と言えるように、学校教育の充実・推進を図っていただいております。また、人権・同和教育の推進と併せ、町民一人一人が、生涯にわたって豊かな人生を送ることができるよう、学習環境の充実やいつでもどこでもだれもが学べる学習機会の提供ができるような社会教育の充実をすすめてもらっております。

今後も、学校教育と社会教育の両面におきまして、より一層の充実

と推進をお願いしているところでございます。

参考資料

①施政方針（平成23年3月議会）

一 般 質 問 答 弁 書

質問事項番号	10-3番	質問議員名	阪本 和俊(14番)
質問事項 (質問要旨)	教育並びに人材育成について 教育や人材育成は地域づくり・まちづくりの根幹をなすものと考えますが、今までの教育行政の運営状況で責任ある教育や行政執行ができたのか伺います。		
答 弁 者	教育委員長	担 当 課	教育総務課

〔答弁要旨〕

阪本議員のご質問にお答えします。

教育行政の運営状況についてのお尋ねですが、教育委員会では、平成19年に策定いたしました北栄町教育ビジョンに基づき、そこに掲げる「子どもから高齢者まで、学びを通して夢を実現する」という目標のもと、学校教育と社会教育を進めておるところでございます。

平成23年度におきましては、学校教育では「就学前保育・教育の充実と保護者の学習機会の提供」と「地域を舞台とし、体験活動を主とした取り組みの推進」・「指導体制の整備と落ち着いた学級で基礎学力の定着を図る」の3つを重点施策とし、「生活指導」と「学習指導」の両面から、「子育て学習講座の実施」や「家庭教育12ヶ条の推進」「少人数学級の推進」「保幼小中高の連携」、「町独自の外国語教育」、教育のスペシャリストの方々を招き開催した「教育シンポジウム」・学習習慣の持続と地域の一人としての自覚を深めるための夏休

み中の「サマースクール」などを行ってきております。

また、社会教育では「一人ひとりが大切にされる研修の充実」・「届ける講座の推進と学級・講座の拡充」の2つを重点施策とし、「人権教育講演会」や「人権同和教育小地域懇談会」、「生涯学習出前講座提供事業」や「訪問型ニュースポーツ体験事業」などを行ってきております。

また、平成21年度からは、実施いたしました教育施策や事業につきまして、年度の終わりに教育行政評価委員により点検及び評価をいただいております。平成22年度につきましては、ほとんどの事業で指標どおり達成できたとの評価をうけておるところでございます。

教育とは文字どおり「教え育てること」でございますので、教育委員会としましては今後も、子どもたちの目が輝き、笑顔で学習や活動に取り組み、学ぶことの大切さや喜びを味わいながら基礎的・基本的な内容を身につけ、自ら学び・考え・行動する力を育成する学校教育を進めるとともに、町民のみなさんが生涯を通して楽しく学べ、スポーツや文化に親しむことができる社会教育をより充実させながら推進してまいりたいと考えております。

参考資料

- ① 平成23年3月議会 議事録
- ② 平成22年度 北栄町教育委員会の事務に関する外部評価報告書

教育民生常任委員会委員と園長・校長との意見交換会

- 1 目的
議会教育民生常任委員会委員さんと幼・小・中学校の園長・校長が、学校の現状について話し合う。
- 2 日時 平成23年12月19日(月) 13:30~15:30
- 3 場所 第4会議室 (大栄庁舎2階)
- 4 参加者 教育民生常任委員会委員(5名)
幼稚園長・小学校長(2名)・中学校長(2名)
教育長・教育総務課長・指導主事(2名)・議会事務局
- 5 内容 進行：教育総務課長
 - (1) 開会
 - (2) あいさつ(教育民生常任委員長 教育長)
 - (3) 報告(各10分ずつ)
 - ・ 北条幼稚園
 - ・ 北条小学校
 - ・ 大栄小学校
 - ・ 北条中学校
 - ・ 大栄中学校
 - (4) 意見交換
質疑・応答等
 - (5) その他
 - ・ 中学校体育科武道について
 - (6) 閉会

教育民生常任委員会との意見交換会資料 (H23.12.19)

北栄町立北条幼稚園

1 教育目標

望ましい経験や活動ができる生活環境の中で、一人一人を大切にしながら、心身の調和的な発達と健全で人間性豊かな幼児の育成に努める。

- めざす園児像 1. 元気でがんばる子ども 2. 仲よく思いやりのある子ども
3. 進んで取り組む子ども

2 今年度の重点項目と取り組みの実際

(1) 自分に自信を持ち、楽しんで活動に取り組める幼児の育成を図る。

①健康・体力の増進

- ・効果的な運動遊びの工夫 ・地域の自然環境を生かした運動遊びの工夫

②豊かな心の育成

- ・互惠性のある交流を通して思いやりのある心を育成(北条小学校1年生、5年生、北条みどり保育園・保育所・中学校)年間計画の中に位置づける。

③学びの基礎の育成(協同的な活動を通して)

- ・地域の素材「竹」を生かした教育活動の工夫・聞く、話す力を伸ばす指導の工夫
・興味、関心を引き出す環境構成の工夫

(2) 人権教育の充実に努める。

①一人一人のちがいを大切に感じられる心の育成

②集団の質を高める指導の工夫

③発達研修と特別支援教育の工夫と充実

(3) 開かれた幼稚園と子育ての支援の充実に努める。

3 成果と課題

(1) ①基礎体力や、しなやかな体づくりなど、多様な遊びの展開ができた。

②保・幼・小・中・ハリスさん、地域の方との交流を通して思いやりのある心や、小・中学生への憧れと期待感を育成することができた。

③協同的な活動を通して、言語の表出を豊かにし、自分の気持ちを調整する力や規範意識の芽生えを培うことができた。(劇づくりをして発表)

課題①聞いて理解する力、話す力、表現力を伸ばす指導の工夫

②基本的な生活習慣を身につける指導

③自ら生活を進める力をつける(自立のための支援の工夫)

(2) 一人一人のちがいや、友達の良いところに気づく心が育ってきた。

①自分の思いを表出する力を育てる課題

(3) 保護者が園運営に協力的。子育ての支援は、積極的に進める事ができた。

- ・幼稚園自己評価を24年度につなげていく取り組みを進めている。

①就学へ向けた保護者支援は困難で課題が残った。

【教育民生常任委員会との意見交換会資料】

北条小学校

1 教育目標

「人間性豊かで心身ともにたくましい子どもの育成」

2 今年度の重点項目と取り組みの実際

【本年度の合い言葉】

みんなの力を結集し、『総合力』を発揮しよう！！～ 教師が燃えれば子どもが変わる～

1 指導・学びに連続性のある幼小中連携の推進（授業づくりと交流活動の工夫・改善）

- 9年間の指導・学びの連続性を意識した学習指導の研究や学習規律・家庭学習の定着に向けた共通実践
- 校内および合同授業研究会の充実
- 異学年児童や幼児、生徒との交流活動を通したふれあいの推進
- 高学年での緩やかな教科担任制の導入（算数・理科・体育については、知識や技能の確実な定着を図るために複数教員による少人数指導やT、T指導を行う）

2 人間関係力を育む言語活動の充実（伝える力やことばによる表現力を磨く）

- つけたい力を明確にした国語科学習の工夫と改善
- 各教科・領域の特性に応じた言語活動の充実
- 発表の機会の工夫（音読や群読等の練習・スピーチ・音読発表会など）
- 言語環境の整備及び読書活動の充実
- ※本年度、県内・県外講師を招聘しての授業研究会を4回実施

3 なかまや地域のひと・もの・こととかかわりあいなから、よりよく生きようとする子どもを育てる道徳教育の推進

- 授業研究会の充実
- 「伝え合う力」と「かかわる力」を育む豊かな体験活動の工夫及び支持的風土の学級づくり
- 地域の人材を招いての授業や総合単元的な道徳学習の研究
- ※本年度、「中部小学校教育研究会道徳教育研究発表大会」を開催（11月9日）

4 望ましい学習・生活習慣の育成および規範意識の高揚（学校の当たり前）

- 家庭学習の習慣化（「家庭学習の手引き」の徹底および家庭学習のさせ方についての研究実践）
- 規律や秩序、学校のルールの徹底（あいさつ・沈黙掃除・履物や傘の整頓・廊下歩行・名札着用・返事や正しい言葉づかい等）

5 気力のベースとなる体づくりの推進

- 日常的な体づくりの取組（持久走や縄跳び）及び体育学習の充実
- 課外体育（水泳・陸上）や校内マラソン大会の実施

6 一人一人の育ちを大切に特別支援教育の充実

- 全職員での支援体制の整備—迅速で的確な対応と指導
- 個々の実態把握に基づく個別指導・支援計画の作成と実施
- 保護者や関係機関との密接な連携

7 環境教育の充実

- 省エネ・省資源活動の推進
- 学校版TEAS認証取得に基盤を置く環境教育の強化
- こどもエコクラブの活動の充実

8 学びに向かう美しい環境づくり

- 校内・教室内の掲示物の工夫(子どもの学びの姿や活動の姿が見える掲示)
- 教室などの整理整頓および校舎内の緑化美化

3 成果と課題

※別添資料参照（裏面）

平成23年度 北栄町立北条学校 学校評価に係る自己評価表(2学期以降)

○教育目標		人間性豊かで心身ともにたくましい子どもの育成			【評価基準】A:3.1以上 B:2.5~3.0 C:2.0~2.4 D:2.0未満					
今年度の努力事項		具体的な方策			評価指標		1学期評価	2学期評価	総合評価	学校の所見・改善策
1 指導・学びに連続性のある幼小中連携の推進(授業づくりと交流活動の工夫・改善)	めざす姿	1-1 基礎的な学習習慣が定着し、意欲的な態度で学習する。	目指す姿と現状 ア)話すこと イ)聞くこと	返事ができない児童が多い。発表の音が小さい。聞き手の反応がない。	○できるまで徹底して繰り返す。 ○声の大きさの表を活用する。 ○よい姿を積極的に評価する。	どの授業でも話し合う場を数多く設定し、聞き手を意識した発表ができる。 話す人のほうに体を向け、大事なことを落とさず聞く。	A:どの子どももできている。 B:80%できている。 C:60%できている。 D:60%未満	C (2.1)	B (2.6) c (2.4)	
	めざす姿	1-2 学年の決まった学習時間は必ず机に向かい、毎日の家庭学習を必ずする。	現状	決められた家庭学習はできていない児童が多いが、してこない子が固定化している。	○家庭学習の手引きを活用して、意識づける。 ○個別の実態に合った課題を提示し、評価し続けることで習慣化を図る。 ○自学ノートを活用し、興味の持てる家庭学習にする。		A:完全にできる。 B:80% C:60% D:60%未満	B (2.8)	B (3.0)	
2 人間関係を育む言語活動の充実(伝える力やことばによる表現力を磨く)	めざす姿	相手を意識し、わかりやすく話す。	現状	自らの思いを伝えたり、相手を思いやったりする気持ちをうまく表現できない。	○自分の考えを表現する場としてペア、グループ学習を1日に1回は設定する。 ○話し方の1, 2, 3の評価を意図的にする。		A:毎日実施した。 B:80% C:60% D:60%未満	C (2.4)	B (2.7)	
3 なかまや地域のひとものことに関わり合いながら、よりよく生きようとする子どもを育てる道徳教育の推進	めざす姿	学級における指導計画に沿って、道徳学習を確実に実施する。	現状	計画通り授業ができていない学級もある。	○学年部で情報交換しながら、確実に実施できるように努める。 ○互いの学級のよい点を学び合える研究会を企画・運営する。		A:計画通り、完全実施できている。 B:80% C:60% D:60%未満	B (2.9)	A (3.2)	
4 望ましい学習・生活習慣の育成および規範意識の高揚	めざす姿	4-1 進んで気持ちのよいあいさつができる。	現状	全体的にあいさつのできる児童が増えているが、自分から進んでできない児童が多い。	○朝の委員会のあいさつ運動等で呼びかけ、意識の高揚と習慣化を図る。 ○進んであいさつのできる児童や学級を評価していく。 ○家庭にも働きかけてあいさつに対する意識を喚起する。		A:ほぼ全員の児童が進んであいさつをしている。 B:80%の児童が進んであいさつをしている。 C:70%の児童が進んであいさつをしている。 D:70%未満の児童が進んであいさつをしている。	C (2.2)	C (2.2)	
	めざす姿	4-2 学習用具をきちんと整えることができる。	現状	学習用具の揃わない児童が多い。また、固定化する傾向にある。	○保護者の理解や協力を得ながら、児童の自覚を育てる。 ○学習用具の準備のできる児童を肯定的・形成的に評価する。		A:ほぼ全員の児童が毎日学習用具を整えている。 B:80%の児童が毎日学習用具を整えている。 C:70%の児童が毎日学習用具を整えている。 D:70%未満の児童が毎日学習用具を整えている。	B (2.9)	B (2.8)	
5 気力の下支えとなる体力づくりの推進	めざす姿	めあてを持ち、毎日のマラソンに積極的に取り組む。	現状	取り組み方に個人や学級間で差が見られる。	○マラソンタイムを実施し、自分に合う具体的なめあてを設定する。 ○マラソンカードを配布し、記録する。 ○集計結果を掲示し、表彰する等、次の取り組みへの励みとする。 ○校内記録掲示板を設置する。		A:クラス全員がめあてを達成している。 B:80%達成 C:60%達成 D:60%未満	B (2.8)	B (3.0)	
6 一人一人の育ちを大切にする特別支援教育の充実	めざす姿	6-1 視覚支援や学習の見通しがもてるための工夫がなされている。	現状	各学級の実態に合わせて、学習支援になる教材・教具等を作成し、活用している。	○他の学級の取り組みを参考にし、よりよいものを作成したり、活用したりできるようにする。 ○主任を中心として、支援方法や支援のための工夫となる具体物を紹介する。		A:効果的な支援を施した。 D:未実施。	A (3.6)	A (3.3)	
	めざす姿	6-2 特別支援学級の理解を深めるための学習や年間指導計画にそって実施する。	現状	道徳、学活等の授業や交流活動を通して、理解を深める指導につなげている。	○特別支援学級のことを扱った学習を通して、正しい理解を深める。 ○各学級で活用できる資料を提示する。 ○各学級で活用できる資料を提示する。		A:実施した。 D:未実施。 A:実施した。 D:未実施。	A (3.7) A (3.5)	A (3.5) A (3.5)	
7 環境教育の充実	めざす姿	環境教育に視点を当てた授業や省エネ・省資源運動を実践する。	現状	チェックカードを作成し、活用しようとしている。授業については、未実施の学級もある。	○委員会活動による環境意識を高める取り組みを推進する。(放送・掲示物等による啓発) ○学年部で情報交換しながら、実施できるように努める。(授業やエコ活動)		A:全学級でチェックし、完全に実施している。 B:1週間に4日 C:1週間に3日 D:1週間に3日未満 A:実施した。 D:未実施。	B (3.0) C (2.0)	A (3.1) C (2.1)	
8 学びに向かう美しい環境づくり	めざす姿	掲示物等、校内・教室内の環境を整える。	現状	工夫ある掲示物もたくさん見られるが、長期間にわたって変化のないものもある。	○学年部で情報交換しながら、実施できるように努める。 ○道徳コーナーについては、学級づくり部でチェックしていく。		A:計画的に、新しい掲示物の張り替えがなされている。 B:計画よりは少し遅れたが、張り替えができた。 D:掲示物に変化がない。	A (3.4)	A (3.3)	

教育民生常任委員会との意見交換会資料 (H23.12.19)
(大栄小学校)

1 教育目標

黒ぼくの大地に たくましく生きる子どもの育成
めざす学校 明日を楽しみにできる学校

2 今年度の重点項目と取り組みの実際

取組の合い言葉 『そのとき、その力を、その子に！』

(1) 学ぶ意欲・学力の定着向上

- ・付ける力を明確にした授業 ・音読、朗読に力を入れる。
- ・家庭学習の習慣化。レインボープラン「自ら学ぶ」の活用

(2) 心を耕し豊かな心

- ・さまざまな課題やトラブルを話し合っ解決していく取組
- ・道徳教育の充実。価値ある体験（交流）活動 ・読書活動の推進

(3) 健康でたくましい体

- ・めあてを持った体力づくり ・健康教育、安全教育の推進

3 成果と課題

(1) 学ぶ意欲・学力の定着向上

- どの学級も落ち着いて学習に集中する姿がみられるようになってきている。
- 教師も、その時間に身に付けさせる力を明確にした授業展開に努めている。
- 教材や資料の提示や利用などの工夫をし、意欲づけに取り組んでいる。
- ▲児童アンケートで、20%近くの児童が、進んで学習に参加していないと答えている。
- ▲自信を持って発表できていない児童が30%近くいる。

(2) 心を耕し豊かな心

- 落ち着いて楽しく学校生活を送っている児童がほとんどである。
- 登校時のあいさつはとともよくなった。
- 道徳の時間の授業にも工夫がみられ、またきちんと授業が行われている。
- 一人の問題を学級で話し合っ解決していくことが増えてきた。
- 11月末現在で、一人あたりの平均読書冊数は91冊である。
- ▲2回のQU検査（心理・人間関係）で、配慮要する児童が10%くらいいる。アンケートでも同様の結果が出ている。

(3) 健康でたくましい体

- コナン広場（中庭）や校庭で元気に遊ぶ児童が多い。鉄棒の利用も多い。
- 様々なスポーツで活躍している児童が多い。○大きな怪我や施設設備の破損が少ない。
- 欠席者0人の日が1日あった。
- ▲旅行や家庭の都合という欠席（事故欠）が割合多い。

(4) その他

- 参観日や同日公開日、行事などに、たくさんの保護者や家族の方に参加いただき、貴重なご意見をいただいている。
- ▲小学生のいない地域の方々にも、学校に来ていただく方策を考えたい。

教育民生常任委員会との意見交換会資料 (H23.12.19)
(北条中学校)

1 教育目標

- 自主自立の精神に富み、明朗で活力にあふれた生徒の育成 (自主)
- 情操豊かで、創造性と知性を備えた生徒の育成 (創造)
- 隣人の立場を理解し、温かみのある心豊かな生徒の育成 (人間愛)

2 今年度の重点目標と取り組みの実際

(1) 確かな学力の育成

① 力のつく授業づくり

○学習規律の確立と徹底

○学習意欲を高め、思考力・表現力を育む指導法の工夫

②家庭学習の習慣化

(2) 豊かな心の育成

③特別支援学級を正しく理解し、お互いに自分の思いや願いをのびのびと表現できる学級作りや仲間作りに努める。

(5) 小中連携の充実

・小中連携を見直し効率的な連携をめざす。

(6) 生徒会活動を活性化し、生徒の自主的活動の推進

② 生徒自ら考え自主的に活動できる生徒会をめざす。

(8) 学校と家庭・地域社会との連携

学校便り、学年便り、学級便り、HP等を使い情報発信をさらに進める。

(9) 教師のあるべき姿を求め研修に努める。

新学習指導要領に沿った教育課程を編成し好奇心をくすぐる授業を創る。

(10) 学校評価

学校評議委員会、保護者の評価、生徒の評価などさまざまな視点から学校を検証し、さらに改善に努める。

3 成果と課題

1- 授業を見合う会や校内授業研究会を持ち、職員が目指す方向を確認し授業の質の向上に努めた。また、これを検証するために生徒の授業評価を取り入れお互いに刺激しあった。

1- さまざまな検査結果から家庭学習が十分にされて無い実体があり、各学年が家庭学習の充実のために工夫を凝らし取り組んでいる。

1- 昨年度に比べ生徒同士の人間関係は改善された。しかし、まだコミュニケーションがうまく取れない生徒がある。

5- 原点に戻って小中連携の見直しを図っている。小学校に職員が実際に行き子どもの様子を観察し、共通して取り組むことは何かを模索している。今後、効果的な出前授業や体験学習の機会をどのように計画していくのか今後の課題である。

6- リーダーを核にしながら様々な場面で個々の自主性を高めていくことを狙ってきた。後期生徒会が発足し文化祭に取り組んだが、3年生が主体的に動き内外から高い評価を得た。

9- 来年、中学校は新学習指導要領でスタートする。今年の反省を踏まえその調整に入っている。

10- 昨年度の評価結果を受け、修正を加え進めている。月末には2回目の評議委員会を予定。

教育民生常任委員会との意見交換会資料 (H23.12.19)
(大栄中学校)

1 教育目標

(1) ミッション

- ① 生徒一人ひとりのよさや能力を伸長し、自立した心豊かな生徒を育成する。
- ② 社会・地域に貢献する生徒を育成する。

(2) ビジョン

- ① 自ら学び、自ら考え、自ら行う力を育成する。(知)
- ② 正義を貫く強い心と、礼儀を重んじる態度を育成する。(徳)
- ③ 進んで働く健康な体を育成する。(体)

2 今年度の重点項目と取り組みの実際

- (1) 授業力の向上に努め、学力の向上を図り、生徒が自ら進路を選択し、実現する力を育成する。

・学力検査の結果分析と対策、実施 ・特別支援教育の視点を取り入れた授業(授業研究会、共通実践事項、セルフチェック) ・言語活動の充実(「NIE 実践指定校」) ・家庭学習の充実と習慣化 ・キャリア教育(進路指導)(社会人インタビュー・職場体験・高校体験・企業訪問…)

※「学び力アップ事業」「光をそそぐ交付金事業」「町来教育研究会」「レインボープラン」

- (2) 豊かな心を育み、人権意識と活力に満ち、瑞々しく潤いのある人間関係を築くとともに生きて働く力の育成を図る。

・学校行事(運動会・文化祭) ・道徳、特別活動(学級活動、生徒会活動、部活動)、総合的な学習の時間の横断的計画的実施(「ありがとう」集会・メッセージ、人権学習)・Q-Uの実施と活用(学級経営・教育相談) ・個別の支援・特別支援教育(支援会議、不登校対応、教育相談) ・こどもエコクラブ
・「あいだいえい2011」の取り組み ・朝読書

- (3) 開かれた学校づくりを推進し、保護者や地域から信頼され親しまれる学校をつくる。

・たより(学校、学年、学級、保健、図書館、生徒会…)、公民館掲示 ・HP ・まち comi メール
PTA 活動 ・地域学習(2年野外活動) ・地域行事、ボランティア参加

- (4) 小中高と連携して、学力向上、問題行動等の教育課題の解決を図る。

・レインボープラン(授業研、学習習慣、行事、体験授業、授業、支援会議、部活動、読み聞かせ隊…)
※(4)は(1)~(3)のなかで推進する。

3 成果と課題

- (1) ○共通実践による基礎基本の定着の取り組みの推進。

- 言語活動の充実、活用力の育成のための授業改善。
- NIE 教育の推進(コーナー、全校スクラップ、スピーチ)
- 家庭学習…「自学ノート」の充実。課題の出し方とチェック
- 職場体験、企業訪問…生徒、保護者による体験訪問先の選定。

- (2) ○領域、時間のなかで重点目標に沿った「ねらい」と取り組みがなされた。

- 領域、時間の教育課程の見直し(精選)と系統的な取り組み。
- 教育の教育課程の中での位置づけの明確化と実施。

- (3) ○学年たより、HPの充実。まち comi メール開始

- (4) ○高校の先生による教科の授業

- 教科の連携

*成果と課題については、重点項目に沿って記述してください。

*10分間で説明できるように、簡潔にまとめてください。

少人数学級編制

(人)

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
国標準	35	40	40	40	40	40	40	40	40
県基準	30	30	35	35	35	35	33	35	35
	単県費	単県費	半額	半額	半額	半額	単県費	半額	半額
町基準			33	33					
			全額	全額					

町基準 小学校 3・4年33人

平成23年12月20日現在

クラス数の○数字・・・少人数学級編制

平成24年度

学校名	北条小学校						北条中学校		
	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
児童生徒数	60	71	70	61	66	65	67	78	59
支援学級人数	2	2	6	1	4	4	1	1	2
クラス数	2	③	③	2	2	2	③	③	2
各人数	30	24	24	31	33	33	23	26	30
	30	24	23	30	33	32	22	26	29
		23	23				22	26	
国標準	○			○	○	○			○
県基準		単県費					単県費	200	
協力金								半額	
町基準			500						
協力金			全額						

大栄小学校						大栄中学校		
小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
57	75	69	62	81	73	72	58	55
5	2	3	1	1	1	3	2	2
2	③	③	2	3	③	③	2	2
29	25	23	31	27	25	24	29	28
28	25	23	31	27	24	24	29	27
	25	23		27	24	24		
○			○	○			○	○
	単県費					200	単県費	
							半額	
		500						
		全額						

協力金
400
1000
協力金合計 1400

学校支援ボランティアについて

～校長との協議から～

北栄町教育委員会
平成23年12月22日

- ① 下学年学習・生活支援ボランティア（必須）
 （学級担任が、学級全体の生活・学習指導や特別に支援を必要とする児童の指導に力を注げるようになる）
 ＊基本的に、指導者の補助としては活用しない
 学習：小1～3年の授業中の集中を促す声かけ、音読・九九暗唱の聞き手
 →学習に集中させるための教材提示の工夫は、担任の仕事。聞き手は、全職員で行っており、学校の仕事。（年度当初、4月の新入児の指導も職員で回せた）
- 生活：朝読み聞かせ
 →じっくり朝読書をさせたい時もある。上学年や中学生による読み聞かせもあり、今の回数でバランスも良い。
 昼掃除補助・手順声かけ、給食準備補助・完食の声かけ
 →掃除は、6年が1年の指導をすることで交流も図れ、特に必要はない。
 夕連絡帳を書くときの支援
 ⇒結論として、下学年学習・生活支援ボランティアは、必要ない
- ② 学校支援ボランティア
 ＊地域人材の活用を図りたい
 学習支援：教科は特別非常勤、外国語活動：ALT・指導員
 →小学校では、家庭科の裁縫の時に高齢者を依頼した。
 読み聞かせ：ボランティア、花壇整備や植木剪定：シルバー人材
 登下校の見守り：大島・瀬戸見守り隊＋大島・国坂浜・曲あいさつ通りモデル自治会
 校外学習・学校行事の補助：
 →小学校では、出かける時に、事前に地域の方に依頼する場合もある。
 中学校では、失敗しても生徒にさせたい。
 ⇒結論として、現在整備されているので、学習には更に地域人材を活用していきたい
- ③ 放課後等支援ボランティア
 部活動：外部指導者
 学力補充支援：
 →本来、教員がすべきこと
 長期休業：サマースクール、学び力アップ講座（夏・春）
- ④ コーディネーター（必須）
 ＊地域人材が確保出来ない
 →学習で、地域人材を活用するためには、人材を必要とする担任・担当が、教頭等に相談し、地教委・公民館に問い合わせる
 →窓口を固定するのは？必要な時に、必要な担任・担当が出来ている現状がある
 →地教委・公民館から回答した後、担任が紹介を受けた人材と連絡を取る
 →事前打合せ（日時・内容等）をする
 →実施→振り返り（成果と課題）
- ⇒結論として、県補助事業を活用しては実施しない

平成24年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領

平成23年12月9日

文部科学副大臣決定

1. 調査の目的

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。また、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。

2. 調査の名称

「平成24年度全国学力・学習状況調査」(以下「本調査」という。)

3. 調査の対象とする児童生徒

(1) 国・公・私立学校の以下の学年の児童生徒を対象とする。

ア 小学校調査

小学校第6学年，特別支援学校小学部第6学年

イ 中学校調査

中学校第3学年，中等教育学校第3学年，特別支援学校中学部第3学年

(2) 特別支援学校及び小中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒のうち、調査の対象となる教科について、以下に該当する児童生徒は、調査の対象としないことを原則とする。

ア 下学年の内容などに代替して指導を受けている児童生徒

イ 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科の内容の指導を受けている児童生徒

4. 調査事項

(1) 児童生徒に対する調査

ア 教科に関する調査

(ア) 小学校調査は、国語・算数・理科とし、中学校調査は、国語・数学・理科とすること。

(イ) 出題範囲は、調査する学年の前学年までに含まれる指導事項を原則とし、出

題内容は、それぞれの学年・教科に関し、以下のとおりとすること。

- ① 身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能など（主として「知識」に関する問題）を中心とした出題
- ② 知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力などにかかわる内容（主として「活用」に関する問題）を中心とした出題

(ウ) 出題形式については、記述式の問題を一定割合で導入すること。

イ 質問紙調査

調査する学年の児童生徒を対象に、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問紙調査（以下「児童生徒質問紙調査」という。）を実施すること。

(2) 学校に対する質問紙調査

学校における指導方法に関する取組や学校における人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する質問紙調査（以下「学校質問紙調査」という。）を実施する。

5. 調査の方式

(1) 文部科学省が調査対象として抽出した学校における前述3. の全児童生徒を対象として全国的な抽出調査を行う。

(2) 抽出調査の対象となった学校以外の学校については、学校の設置管理者の希望により、抽出調査と同一の問題の提供を受け、調査を利用すること（以下「希望利用」という。）ができることとする。この場合においては、問題の提供後の採点等は、学校の設置管理者の責任の下で行うこととし、希望利用による調査の結果は、抽出調査の集計には用いない。

6. 調査実施日等

(1) 児童生徒に対する調査

調査の実施日は、平成24年4月17日火曜日とすること。なお、希望利用による調査は、学校の設置管理者の判断に基づきこの日以降に実施することも可能とする。

ア 小学校調査

(ア) 教科に関する調査は、国語・算数の主として「知識」に関する問題は合わせて1単位時間、国語・算数の主として「活用」に関する問題はそれぞれ1単位時間とすること。また、理科の問題については、主として「知識」に関する問題と主として「活用」に関する問題を一体的に問い、1単位時間とすること。

(イ) 児童質問紙調査は、各学校の状況に応じて適切に実施すること。

イ 中学校調査

- (ア) 教科に関する調査は、国語・数学の主として「知識」に関する問題はそれぞれ1単位時間、国語・数学の主として「活用」に関する問題はそれぞれ1単位時間とすること。また、理科の問題については、主として「知識」に関する問題と主として「活用」に関する問題を一体的に問い、1単位時間とすること。
- (イ) 生徒質問紙調査は、各学校の状況に応じて適切に実施すること。

- (2) 学校に対する質問紙調査
平成24年4月に実施する。

- (3) 調査実施に関するスケジュール
別紙1のとおりとする。

7. 調査の実施体制

本調査の実施体制は、以下のとおりとする（公立学校、私立学校、国立学校における調査の実施系統図は、それぞれ、別紙2、別紙3、別紙4）。

- (1) 本調査は、文部科学省が、学校の設置管理者である都道府県教育委員会、市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人等の協力を得て実施する。
- (2) 都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会に対して指導・助言・連絡等をするなど調査に協力する。また、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査にあたる。
- (3) 都道府県知事は、私立学校の所轄庁として調査に協力する。
- (4) 市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人等は、学校の設置管理者として調査に協力し、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査にあたる。
- (5) 学校は、校長を調査責任者として、設置管理者である市町村教育委員会等の指示・指導・助言等に基づき調査にあたる。

8. 調査結果の取扱い

- (1) 抽出調査の結果の示し方

文部科学省は、小学校調査及び中学校調査のそれぞれについて、国全体の状況、国・公・私立学校別の状況及び都道府県ごとの域内の公立学校全体の状況に関し、

以下の事項等を示す。

ア 教科に関する調査の結果について、

(ア) 国語，算数・数学のそれぞれ，主として「知識」に関する問題と主として「活用」に関する問題に分けた四つの区分ごとの平均正答数，平均正答率，中央値，標準偏差等

(イ) 理科の問題の平均正答数，平均正答率，中央値，標準偏差等，主として「知識」に関する問題と主として「活用」に関する問題に分けた二つの区分ごとの平均正答率等

イ 児童生徒の学力に関する分布の形状等が分かるグラフ

ウ 各教科の設問ごとの正答率等

エ 児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の結果について、

(ア) 児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況

(イ) 児童生徒質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相関関係の分析

(ウ) 学校質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の平均正答率等との相関関係の分析

オ その他，本調査の目的の達成に資する分析結果

(2) 抽出調査の結果の文部科学省による公表

文部科学省は，本調査の目的を踏まえ，(1)に基づき示した抽出調査の結果を公表し，教育委員会及び学校に情報提供を行う。

(3) 抽出調査の対象となった学校の各児童生徒の調査結果等の提供

抽出調査の対象となった学校に在籍する各児童生徒に関する調査結果及び学校質問紙に関する調査結果等の提供は，以下のとおりとする。

ア 文部科学省は，都道府県教育委員会に対し，当該都道府県教育委員会の設置管理する学校で抽出調査の対象となった学校に在籍する各児童生徒に関する調査結果及び学校質問紙に関する調査結果について提供する。

イ 文部科学省は，市町村教育委員会に対し，当該市町村教育委員会の設置管理する学校で抽出調査の対象となった学校に在籍する各児童生徒に関する調査結果及び学校質問紙に関する調査結果について提供する。

ウ 文部科学省は，抽出調査の対象となった学校に対し，抽出対象となった各児童生徒に関する調査結果及び個人票を提供する。

エ 抽出対象となった児童生徒の在籍する学校は，当該児童生徒に対し，個人票を提供する。

(4) 抽出調査の対象となった学校の各児童生徒の調査結果等の取扱いについての配慮事項

抽出調査の対象となった学校に在籍する各児童生徒に関する調査結果及び学校質問紙に関する調査結果等の取扱いについての配慮事項は、以下のとおりとする。

ア 文部科学省は、抽出調査の対象となった学校に在籍する各児童生徒に関する調査結果及び学校質問紙に関する調査結果等について、これが一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや学校の設置管理者等の実施への協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととする。

イ 教育委員会等は、文部科学省から提供を受けた抽出調査の対象となった学校に在籍する各児童生徒に関する調査結果及び学校質問紙に関する調査結果等について、アを参考に、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく同様の規定を根拠として、情報の開示により調査の適正な遂行に支障を及ぼすことのないよう、本実施要領の趣旨を十分踏まえ、適切に対応する必要がある。

ウ 抽出調査の対象となった学校に在籍する児童生徒に関する調査結果及び学校質問紙に関する調査結果の提供を受けた教育委員会又は学校が、自らの教育及び教育施策の改善、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等につなげる趣旨で、調査結果を独自に集計する場合、集計結果の公表又は情報公開請求における開示については、本調査により測定できるのは学力の特定の一部分であること、学校における教育活動の一側面に過ぎないことなどを踏まえるとともに、以下の点に十分配慮する。

(ア) 教育委員会や学校は、保護者や地域住民に対して域内の教育及び当該学校の状況について説明責任を有していること

(イ) 情報公開条例等との関係

(ウ) 序列化や過度の競争につながらないようにすること

(エ) 各児童生徒の個人情報の保護との関係

(5) 抽出調査の結果の活用

各教育委員会、学校等並びに文部科学省においては、本調査の目的を達成するため、以下のような抽出調査の結果を活用した取組に努めることとする。

ア 各教育委員会、学校等においては、自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握・検証し、教育及び教育施策の改善、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等に取り組むにあたり、抽出調査の結果を活用すること。その際、各教育委員会に

においては、それぞれの役割と責任に応じて、学校における取組等に対して必要な支援を行うこと。

イ 文部科学省においては、抽出調査の結果を活用して、多面的な分析を行い、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善に取り組むこと。また、教育及び教育施策の改善に向けた全国的な取組を進めること。

(6) 希望利用による調査の結果の取扱い

希望利用による調査の結果の示し方、公表、提供、取扱いの配慮事項、活用については、学校の設置管理者において判断することとする。

特に、(4)ウに記載の点については、希望利用による調査においても十分配慮すること。

9. 調査実施にあたっての相談体制

(1) 学校の設置管理者である市町村教育委員会等においては、所管の学校からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行う。

(2) 調査実施にあたっての市町村教育委員会、学校等からの問い合わせや調査問題の配送・回収状況の把握・確認等に対応するため、文部科学省が民間機関に委託して、コールセンターを設置する。

10. 留意事項

(1) 各教育委員会、学校等における実施・活用体制等

本調査を実施するとともに、調査結果等を活用するにあたり、以下の体制を整備することとする。

ア 各教育委員会等においては、調査責任者及び担当者を指名するとともに、所管の学校からの相談に対応するなど、適切に実施体制を整備すること。また、希望利用による調査を行う場合は調査の実施前までにあらかじめ作業方法等を定めるとともに、必要な措置を講じること。

イ 各学校においては、調査責任者及び担当者を指名し、適切に実施体制を整備すること。

ウ 教育委員会、学校等においては、本調査の実施にあたって、本調査の目的や内容、調査結果の取扱い等を児童生徒、保護者等の関係者に周知すること。

エ 各教育委員会、学校等において、調査問題等の調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。

オ 各教育委員会、学校等においては、提供された調査結果等について、本実施要領に基づいて適切に利用するとともに、管理を徹底するために、必要な措置を講